

平成29年1月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成29年1月25日〔水曜日〕 9時00分 開会

2. 開催場所 市役所議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 (13名)

会長	4番	脇田 峰生
職務代理	8番	日笠山 隆
委員	2番	橋口 好文
//	3番	瀬川 寅夫
//	5番	石寺 政和
//	6番	岩本 延男
//	7番	浦口 幸夫
//	9番	日高 仙三
//	10番	中村 正幸
//	11番	欠席
//	12番	南 重徳
//	13番	古田 洋美
//	14番	白河 澄雄

4. 欠席委員 (1名)

委員	11番	河本 アツミ
----	-----	--------

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 非農地証明願いについて

議案第3号 あっせんについて

議案第4号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について

○局長

お疲れさまです。

会を始めます前に、先月、小倉委員の退任による担当地区の変更についての件でございますが、事務局で協議をしました結果、基本的には、3番の瀬川委員に引き継いでいただき、申請内容によって、その場所とか申請者の担当地区の委員の方に担当していただくというようなことも考えております。できるだけ3番委員の負担が大きくなるらないよう配慮していきたいと考えておりますので皆さんの協力をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、改めまして、新年明けましておめでとうございませう。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、河本委員がインフルエンザのため欠席の届けが出ております。よって13名中12名の出席でございます。

それでは1月の定例総会を開会いたします。

会長にあいさつをいただき、引き続き、議事進行をお願ひいたします。

○会長

皆さん、明けましておめでとうございませう。

今年は、新年、穏やかな気候のもとで新年が始まったのですけれども、もう2日からはさとうきびの収穫等いろいろと農作業に追われていることと思ひます。

また、この1~2週間の低温で作物の成長がちょっと心配されるところです。

さて、私たちも本年7月19日をもって任期満了となります。任期満了まで農業委員会の発展のために一生懸命努めていただきますようよろしくお願ひします。

○議長

それでは1月の定例総会を開催いたします。

まず始めに、日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名をいたします。

議事録署名委員には、14番白河委員と2番橋口委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

○議長

続きまして、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。

資料は1ページです。今月は、使用貸借権設定2件の申請がありました。

1番です。上西花里崎地区です。台帳現況地目畑の2筆で、合計面積1,316平米を使用貸借により5年間借り受けるものです。

2番です。上西横山地区です。台帳現況地目畑の1筆で、面積719平米を使用貸借により5年間借り受けるものです。1番、2番の許可後の経営面積が5,234平米となり、下限面積の50アールを超えます。

以上、本件1番から2番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局の方から説明がありました。

続きまして担当委員の報告ということで、私が担当になっておりますので報告いたします。

○4番委員

整理番号1番ですけれども、22日に、譲受人、立会いのもと現地を確認してまいりました。ここは、かなり荒廃しかけており非農地化が進んでおりましたけれども、譲受人の方が借りて手入れをしまして、本当にすばらしい圃場になり、バナナの栽培をしており非常にきれいな畑になっておりました。本当に感謝するところです。

また、整理番号2番の方ですけれども、譲受人と譲渡人は親子の関係で、譲渡人は年齢が92歳ということで現地に立会いは不可能ということで、譲受人と一緒に確認しました。前は、アロエを作っていましたが、今後はバナナの苗を育てたりという方向でいきたいということでした。申請どおり間違いありませんでした。以上です。

皆さんの審議方よろしく申し上げます。

○議長

ただいま、議案第1号について、事務局並びに担当委員の方から説明がありました。

これについて、質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○2番

2番です。この字は何と読むのですか。

○議長

1番の方ですか。

○議長

これは、えんじやくと読みます。

○2番

貸借期間が5年となっていますが、バナナは5年後はどうするのですか。

○議長

そうですね。とりあえず5年の契約ということですが、当然、契約の更新があると思います。他に質問のある方はおりませんか。（異議なしの声）

○議長

はい、異議なしの声がありましたので、それでは採決いたします。

議案第1号について原案どおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

全員の賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可することに決定いたします。

○議長

続きまして、議案第2号「非農地証明について」を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局

議案第2号「非農地証明願いについて」を説明いたします。資料は2ページです。

1番です。下西池野地区です。台帳地目は田と畑ですが、平成5年10月頃から耕作せず現在雑種地となっています。交付基準2に基づいた申請です。

2番です。安城大野地区です。台帳地目は畑ですが、平成5年頃から耕作せず、現在宅地となっています。交付基準2に基づいた申請です。

3番です。伊関浜脇地区です。台帳地目は畑ですが、昭和60年頃から耕作せず現在原野となっています。交付基準1（イ）に基づいた申請です。

以上で説明終わります。

○議長

はい、ありがとうございました。

これについては、昨日現地調査が行われております。

寒い中、大変だったかと思えますけれども、調査委員長の報告をお願いします。

○14番委員

14番です。昨日、現地調査を行いました。そして、事務局長、13番委員、それに内田君と4人で、3か所を見てまいりました。

まず、整理番号1ですけれども、スライドを見ていただきたいのですが、申請地は下西地区の土地です。申請では、平成5年10月ごろになっていますが、実際はそれよりも前から耕作していなかったようです。現在は、竹の生えた山林であり、とても農地があったとは思えないような状況でありました。

また、現地調査の際、申請地の一部について、事前に手を加えてしまったため、現地調査後に事務局へ顛末書を提出するよう申請人に指導しました。

その後、事務局に顛末書と二つの農家からの現況事実確認書を農業委員会へ書類が提出されていることを確認いたしました。

申請時には、交付基準2に基づき申請していたようですが、交付基準3（イ）に基づいて、現況地目については雑種地ではなく山林として非農地にするのが妥当ではないかということで意見の一致をみましたので、審議のほどよろしく申し上げます。

続いて、スライド2を見てもらいたいと思います。申請地は安城大野の土地です。

見てのとおり、小屋が建っており、これは平成5年ごろに建ったものです。

今回、別事業の中で申請を進めている際、登記地目が畑となっていることが発覚し、今回の申請に至ったようでございます。交付基準2に基づき非農地として承認して良いのではないかとということで意見に達したものです。審議のほどよろしく申し上げます。

それと整理番号3です。ここは伊関の浜脇公民館の県道を挟んで、真向いの土地でございます。見てのとおり、3反近くの非常に良い農地のように見えますが、ここは申請地に家や牛舎があったということです。スライドの左に写っているのは、井戸の後も残っていますし、その家を取り壊したときに、申請地と手前では大きな段差があり、道路工事のときに、窪んだ土地をコンクリートの破片等を入れて平らにした模様です。

そして今まで、借り手も無く、いちども耕作したことも無いようであります。

交付基準1(イ)に基づいて申請を行っておりますが、自然荒廃による非農地には困難であると思っておりますが、農地として復元しても、継続して利用できないとしたということから、交付基準1(エ)に基づいて、非農地として証明することが妥当であるということの結論に達しました。審議のほどをよろしく願いいたします。以上でございます。

○議長

はい、ありがとうございました。

それでは、続きまして担当委員の報告をお願いします。

○5番委員

はい、5番です。1番について、ただいま、調査委員長が説明したとおりでございますが、顛末書については、境界線の一部分を伐採をしておりました。他は、スライドのとおりで竹林となっております。以上です。

○13番委員

はい、13番です。昨日、調査委員長とそれから局長並びに事務局の内田さんと4名でまわりましたが、河本委員が、インフルエンザのため欠席ということで私が代理の担当委員ということで報告したいと思えます。

ただいま、調査委員長が述べられたとおり間違いありませんけれども、2番について説明いたします。2番は、もうはっきり言って、これは非農地でしょうということで、調査委員長の言うとおりの間違いありません。

3番については、ぱっと見たときは、耕地に復元できるのではないかと思うのですが、これは、昭和60年以前から、家と牛舎が建っており、これを取り壊して埋めたようです。調査委員長からもありましたように道が通るときに、石等を全部埋め込んでいるものですから、耕作できないと思われれます。今のところは、茅畑ですけれども、中に入ってみますと、小石等が多く畑にはできない状態でございます。調査委員長が述べたとおりの間違いありませんので皆さんの審議をよろしく願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局及び調査委員長並びに担当委員の方から説明がありました。

これについて質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○2 番委員

はい、整理番号3番ですが、ここにコンクリートも入ってるのですか。石だけですか。

○13 番委員

基礎の部分のコンクリートもそのまま入っているものですから、トラクターなんかでは耕せない。現在、写真で見ますと茅藁で再生できそうに見えますが、トラクターで耕せるような状態ではありませんのでよろしくお願ひしたいと思います。

○2 番委員

原野というよりも雑種地の方が妥当じゃないですか。

○議長

事務局、お答えください。

○事務局

法務局の方で最終的に登記をすることになるのですけれども、その際に法務局も現地を確認するのですけれども、中間地目的な雑種地という認定は法務局は行わないということになっておりますので、雑種地として認定するとすれば、例えば駐車場がきれいにできている状態であるとかそういったときでないと雑種地として認めないというものがあるものですから、今回の場合は原野というかたちの承認でいいのかなということ考えております。

○議長

はい、よろしいですか。他に無いようですので、それでは採決いたします。

議案第2号「非農地証明願ひについて」非農地として承認することに賛成の方の挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。

全員の賛成ですので、議案第2号「非農地証明願ひについて」は非農地として承認することといたします。

○議長

続きまして、議案第3号「あっせんについて」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号「あっせんについて」を説明いたします。資料は3ページです。

今月のあっせん申し出は「貸したい」の申し出が2件でした。

3ページ上段「貸したい」の申し出です。場所は、住吉里之町地区の畑3筆、合計面積3,994平米です。3月で現耕作者から農地を返還される予定であるため、新しい借り手をさがしてほしいとのことです。中間管理事業利用希望です。あっせん委員は、3番瀬川委員と5番石寺委員にお願いいたします。

続きまして、3ページ下段「貸したい」の申し出です。場所は国上湊地区の田1筆、面積3,175平米です。3月の田植えに間に合うようになるべく早目に貸したいとのこと

であります。作物についての指定はありません。申請地を含め地区全体の圃場整備計画に反対をしているので、借り手は現状の形状のまま利用してほしいとのことです。

あっせん委員は14番白河委員と8番日笠山委員にお願いいたします。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。今月は「貸したい」の申し出が2件ありました。これについて質疑のある方は挙手でお願いします。

○3番委員

はい。3番です。

このあっせんの3筆は3月で現耕作者から農地は返還される予定と書いてありますが、もう既に現耕作者からは、本人に返しますということで、私も現地を見に行って、すでにさとうきびを刈り取ってロータリーをしておりましたので、もうすぐ、この借り手を探してまいりました。もう既にこれはもう借り手が決まっております。以上です。

○議長

他に、はい、8番委員

○8番委員

この2番ですが、新しい地代の標準価格を決めたときに田んぼは値下がりしたんですが、その価格でいいんですか。

○事務局

基本的には標準額で構わないということでしたので、それで多少下がるということについては了解を得ております。

○事務局

3番については先ほど借り手が決まっているということでしたので、後ほどでいいですので事務局のほうに借りる方の名前等を教えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長

それでは無いようですので、あっせん委員になられた方はよろしくお願いいたします。続きまして議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明いたします。まず始めに「利用権の設定」を説明いたします。

総会資料発送後に、1件取り下げの申し出がありましたので、本日お配りしている差替え後の方をご覧ください。

1の1ページです。1段目です。期間が平成29年2月1日から平成34年1月31日の5年間、地目田、面積9,310平米、内更新分0平米、利用権の設定をする者2人、受

ける者2人です。

2段目です。期間が平成29年6月1日から平成34年5月31日の5年間、地目田、面積4,972平米、内更新分4,972平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

3段目です。期間が平成29年4月1日から平成39年6月30日の10年間、地目畑、面積2,997平米、内更新分2,997平米、利用権の設定をする者2人、受ける者1人です。

内訳については、1の2ページを詳細については1の3ページから1の8ページをご覧ください。

続きまして、所有権移転です。2の1をお開き下さい。

1段目です。平成29年2月1日に所有権を移転するものです。地目畑、面積3,877平米、所有権を移転する者1人、受ける者1人です。

内訳については、2の2ページを詳細については、2の3ページから2の5ページをご覧ください。

続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定です。3の1ページをお開きください。

1段目です。期間が平成29年3月1日から平成39年2月28日の10年間、地目畑、面積5,472平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

内訳については3の1ページを詳細については、3の2ページから3の3ページをご覧ください。

以上、すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案しました。

委員の皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長

はい、ありがとうございます。ただいま、事務局のほうから説明がありました。

始めに「利用権の設定」について審議いたします。

順次、担当委員の報告をお願いします。

○2番委員

2番です。整理番号1番です。利用権を設定する方、設定を受ける方、確認いたしました。間違いございません。これは更新です。以上です。

○5番委員

はい、5番です。番号2番、3番について説明いたします。譲受人が同一人でございますので、まとめて報告いたします。

1月18日、譲受人と現地調査を行いました。譲受人は新規就農者で、現在給付金をもらっていますが今年で終わりだということで、経営拡大を図りたいとのございました。2番、3番は隣接した圃場でございます。2番は安納いもの収穫を終了したところでございます。3番はエンドウを栽培しておりました。

なお、譲渡人とは、電話で確認をとってあります。更新ということで、何ら問題はないと思います。以上です。

○6 番委員

はい、6番です。整理番号5番について説明します。

20日に設定を受ける方と現地調査をしました。設定をする方とは自宅に行って確認をしました。申請農地は中割の山間部で南部簡易水道浄水場の下にあります。2年前から個人での貸し借りで耕作をしているとのことでした。設定を受ける方は4年前に新規就農者として農業に従事し、現在、ショウガ、米、安納いも、カボチャ、葉物と幅広く手がけているようです。奥さんも、旧鴻之峯小学校で、カフェレストランも営業しているとのことでした。機械も揃っております。問題はないのではないかと思います。

○事務局

整理番号6につきましては、担当の11番委員から報告を受けておりますので事務局の方から、代わりに報告をいたします。

1月19日に現地調査を行いました。申請地は安城の川脇橋を渡ったところの下のほうの田浦地帯とカシミア橋の下にある田浦地帯です。貸し人は不在地主であるので電話にて確認を取っております。借り人は畜産業を主に営む認定農家です。申請地には飼料用米のWC Sの収穫が終わった後に現在牧草を作付しておりました。

借賃や貸借期間についても、双方確認を行い申請どおり間違いのないことを確認しました。以上です。

○議長

はい、ありがとうございます。利用権の設定について質疑のある方は挙手でお願いします。（異議なしの声）

はい、異議なしの声がありましたので、採決をいたします。利用権の設定について、原案どおり承認する方の挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。

全員の賛成ですので、利用権の設定については原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして、所有権の移転について審議いたします。

担当委員の報告をお願いします。

○9 番委員

はい、9番です。所有権の移転の整理番号1について報告をいたします。

所有権を移転する者は、榕城校区内に住んでいる土地持ち非農家となっております。移転を受ける者は、安納地区で園芸を中心とした法人の認定農家です。農地は、安納小学校の付近にある農地でありまして、1筆につきましては、以前から利用集積で借りている農地であります。これは、相手方の要望ということでの売買となっております。お互い確認しまして申請どおり間違いありませんでした。

なお、つけ加えますと本来であれば、12月に申請ということで準備を進めていたわけですが、11月に安納大平地区の農地中間管理事業の申請がありましたが、その中に、10

年間の契約で中間機構を通して貸し借りをしていた農地でありまして、それをまた振興公社に対して委託解除という手続がありましたので今月の申請になったところで、その時に見落とししたところがありましたので、ここでおわびをしたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長

はい、ありがとうございました。この件について質疑のある方は挙手でお願いします。

○14番委員

どれぐらいの、売買価格ですか。

○9番委員

価格は、4筆で137万5千円です。

○14番委員

基盤整備された土地ですか。

○9番委員

それがまだされてないところです。

○議長

他に。それでは、無いようですので採決いたします。所有権の移転について原案どおり承認する方の挙手をお願いします。はい、ありがとうございました。

全員の賛成ですので、所有権の移転については原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして「利用権の設定中間管理事業分」について審議いたします。

先ほど説明がありました。これについて質疑のある方は挙手でお願いします。

はい、無いようですので採決をいたします。利用権の設定中間管理事業分について、原案どおり承認する方の挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。

全員の賛成ですので、利用権設定中間管理事業分については原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

以上で本日の議案審議を終了いたします。

会 長 脇 田 峰 生 

14番委員 白河澄雄 

2番委員 橋口好文 

